

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月7日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長崎県
3. 市区町村名	長崎市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	94-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/193010/193012/p025919.html">http://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/193010/193012/p025919.html</a>

執行機関名 長崎市長

介護サービス等の給付に関する事務(介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等(介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。))

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	高齢者又は障害者の在宅生活支援の実施に関する事務であつて市長が別に定めるもの(高齢者日常生活用具給付事業)
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第24号) 別表第2市長の項第2号 高齢者又は障害者の在宅生活支援の実施に関する事務であつて市長が別に定めるもの(高齢者日常生活用具給付事業)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年十二月十七日法律第百二十三号)第1条	長崎市在宅福祉推進事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もつて国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この要綱は、在宅の要援護高齢者又は要援護となるおそれのある高齢者等(以下「要支援者」という。)に対し、生活支援及び要介護状態になることの予防のため在宅福祉サービスを提供することにより、要支援者の在宅生活の継続及び自立した生活を確保し、もつて高齢者等の福祉の向上に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		長崎市在宅福祉推進事業実施要綱